

第95回 草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会議 (令和6年度)

日時:令和6年9月19日(木)午前9:30~11:30

場所:草津市役所2階 特大会議室(ステージ側)室

開会

1.活動報告

(1)前回の定例会議の報告

(2)相談支援部会

(3)子ども支援部会

(4)湖南圏域の自立支援協議会の報告

・強度行動障害支援ネット

・重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム

・地域生活支援拠点整備事業

・就労選択支援プロジェクト 資料1

(5)その他

2.トピック

テーマ 「子ども(障害児)の支援について」

『早期からの支援を活かす連携の重要性』

報告者

(1) 発達支援センター掛田氏の報告 資料2

◆小中学校の特別支援教育の取り組み

◆発達支援センターの役割、教育と福祉の連携

(2) 相談支援事業所 おひさまはうす 中村氏の報告 資料3

◆障害児相談支援の役割

(3) 発達支援センター倉田氏の報告 資料4

◆学校と事業所の連携

◆サービスの周知等

(4) 会場からの質問・意見交換

まとめ

(今後の開催案内)

令和6年度 今後の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程

① 令和6年11月14日(木)9:30~11:30(定例会議) 草津市役所2階 特大会議室

② 令和7年1月24日(金)9:30~11:30(研修会) 草津市役所2階 特大会議室

③ 令和7年3月21日(金)9:30~11:30(定例会議) 草津市役所2階 特大会議室

R6 年度 草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名	相談支援部会 (会 場)草津市障害者福祉センター	報告者	熊越・事務局
部会長	熊越(ほっとココ)		
副部会長	中村(おひさまはうす)		
構成機関	風、歩歩、大地、わかたけ、ディフェンス、クロスロード、おひさまハウス、アザレア、はたらこっと、 ぽアソ、栄寛、レモネード草津、風彩、ほっとココ、ピバーク、ポピンズ、りんくる(新規) 草津市発達支援センター、 草津市障害福祉課、基幹相談支援センター		
事務局	草津市基幹相談支援センター(中村・寺嶋)		
今年度のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の共有と検討、情報共有 ●ケース支援に関に対するプランやその効果の検討 		
回数・開催日時	年間 6 回開催 (開催時間はいつでも 13:30~15:30)		
【第3回】 R6年 8月28日(水) ○参加数:17名 ○参加機関数: 13事業所 (機関) ○欠席: 7事業所	【内 容】 ○前半は情報共有(13:30~14:30) ・草津市経営戦略課からの事業説明:体験型スマートフォン講習会の案内(バリアフリー対応で車椅子の方も対象拡大) ・自己紹介・新規事業所の紹介 ・各事業所の現状報告 ・相談支援事業所の安定経営に関する意見交換について(今後の予定) ・相談支援事業所を利用される方との利用に係る周知等の仕方について ○後半は事例検討(14:30~15:30) ・事例を用いた効果的なサービス利用計画書及びモニタリング表運用の検討会 事例提供者:相談支援事業所「大地」白井氏 ・対象者は、若い頃に精神疾患を発病し、現在一人暮らしの60代半ばの男性 DVDや本など自分の趣味の物に財産を散在し、家の中は著しく物であふれて片付けることができず、家族とは疎遠になっている。ヘルパーの支援など調整するも人との関係性がうまくできず支援を拒否。本人と連携が取れるのは相談支援専門員と、通所作業所の職員のみ。 ・ヘルパー支援等居宅サービスの利用を拡大していきたいが、利用に時間を要しているケース。 ・経過措置として、相談支援専門員と作業所の職員が訪問看護の代わりに服薬観察、居宅サービスのつながるまでの期間として暫定的に家の中の片付けの手伝いなどを行っている。 【意見交換】 ・精神障害者の方の場合、対人関係に壁があり支援者との新しい関係性を結ぶことが難しい事例が少なくない。 ・途中で支援を途切れてしまうこともあり、この事例の様に相談支援専門員や通所先の職員が報酬のない制度の隙間の支援で本人をフォローしている現状がある。 ・今回のサービス等利用計画はこのように可視化しにくく、報酬に繋がらない相談員の動きをきちんと計画書に記入し、位置付けて、次の段階につなぐことを明確に表しているところがとても参考になった。 ・相談支援事業所の報酬単価の低さや目に見えにくい行為について、黙殺せず事例を積みあがることによってそこに何らかの工夫や、行為に対する手立ての創設などに結びつく検討材料になる好事例検討であった。		
今後の対応	次回は、10月23日(水)13:30~15:30 事例提供者:はたらこっと の予定 今年度はこのように事例検討の積み重ねを実施する。		

令和6年度報告

◆子ども支援部会、関係会議

障害児相談支援事業所連絡会

【目的・内容】

児童を主に担当する障害児相談支援事業所で相談支援の現状や課題を協議する。

【参加機関】

主に児童を担当する障害児相談支援事業所（おひさまはうす、風彩、レモネード草津、B i v o u a c、りんくる、ポピンズ）、基幹相談支援センター、発達支援センター

日程	内容
8月29日	<ul style="list-style-type: none">・相談支援を実施している市の窓口の紹介・新規ケースを相談支援事業所へ紹介する時の情報提供・要対協ケースについて障害児相談支援事業所の関わり・児童発達支援や保育所等訪問支援の支給決定の考え方・申請や補助金申請の簡略化について

湖南圏域の専門部会の動き

●（前回）7月22日草津市障害児（者）自立支援協議会定例会における進路部会の報告（要旨）

1. 2023年度卒業生の進路状況について、各学校が報告を行った。現状、特に大きな問題はなく、進んでいる。
2. 2024年度3年生の進路状況について、各学校が報告を行った。3年生については、今後実習を重ねて進路決定に進んでいく。
3. 各事業所から受け入れ人数等についての報告があった。

報告者：草津養護学校 西川

湖南地域行動障害支援ネット 第61回定例会議 報告

日時：2024（令和6）年6月20日（木）16：00～17：45

場所：南部合同庁舎 別館3階大会議室

参加者：27 機関 31 名

1. 行動障害支援ネットについて（太田氏より）

湖南地域障害児（者）自立支援協議会の部会として、今年度で16年目を迎える。地域の障害福祉サービス事業所、学校、専門機関や行政と連携をして障害の理解を深め、有効な支援方法を探ったり、地域づくりにも取り組んでいく。

偶数月に定例会を年5回、2月には学習会を開催している。

2. 湖南地域行動障害支援ネット 学習会11振り返り（日野氏より）

3. 自己紹介

4. グループワーク

統一したテーマを決めずに、グループごとに情報・意見交換を行った。

〈意見交換〉

- ・学校教育の重要性。小学部の教員が高等部卒業後のことを知ることで支援に連続性を持たせる。
- ・本人が何に興味があるのか本人にとって支援がどうなのか客観的にモニタリングすることが大切。
- ・本人と関わる事業所等が協力、ネットワークを作ることによりよい支援につながっていく。
- ・本人の気持ちの波が大きい。原因の探りにくさがある。
- ・見通しを持てるように支援することで落ち着かれた例もある。
- ・強度行動障害を呈する方の利用できるGHが少ない。
- ・構造化をどこまでするのか。
- ・本人を知るための工夫をどうするのか。
- ・家族への伝え方に苦慮することがある。
- ・本人と関わる事業所等が協力、ネットワークを作ることにより良い支援につながる。
- ・職員体制の厳しさがある。職員の高齢化、人員不足もあり、人材育成も難しい。
- ・研修に参加しづらい環境である。
- ・行政として事業所の特徴や内容等の情報を持っていないため、正確に伝えられないことがある。情報共有の機会の必要性を感じる。

5. 次回の日程

第62回定例会議の案内

2024（令和6）年8月22日（木）16：00～ 実践報告と意見交換

「日頃の実践の中で見えてくるもの」 野洲養護学校進路指導部 山本晃弘先生

作成者；障害者相談支援センターあんず 木原 圭子

○ 2024（令和6）年10月17日（木）16：00～ 草津市内の生活介護事業所の実践報告の予定

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト

『第1回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2024年7月18日 午前10~12時

場所:草津市役所 502 会議室

1. 構成機関紹介

22 機関 28 名出席 ※構成機関は 24 機関

2. 検討会発足経緯共有

3. 情報共有

(1) 就労選択支援事業概要について(滋賀県障害福祉課 社会活動担当奥田氏より)

令和7年度10月から施行予定の就労選択支援事業について、事業化されることになった経緯や事業目的について説明。現行制度においても就労アセスメントという形で取り組まれているが、本来目的から逸れて「B型にくための手続き」的なものになっている課題が全国的にみられる。県としては各圏域に対して就労選択支援事業の概要を周知し、圏域ごとに本来目的を踏まえ仕組みづくりをしていってもらいたいと思っている。

(2) モデル事業実践報告(雇用支援センターきらっと 新谷氏より)

昨年度実施されたモデル事業について取り組み内容を共有。

(3) 湖南圏域の実態について(働き・暮らし応援センターりらく 河尻氏より)

就労移行支援事業所による就労アセスメント実施状況および4市就労系サービス支給決定者数実績などについての調査結果共有

4. 意見交換・検討

(各市行政)

- ・人材や組織の変化等にも対応できるよう、圏域として一定程度統一された枠組みがあると良い。
- ・現状、成人の方は、利用したいサービス事業所を決めてから窓口相談に来られる方が多い。支給決定に伴う手続きの影響で、サービスを利用したいタイミングで就労アセスメントを受けられないケースも出てくるのではないかな。

(特別支援学校)

- ・学校は教育活動の場としての役割が中心となっており、就労アセスメントの実施については、基本的に学校外で実施する形が好ましい。

(相談)

- ・本人、保護者、サービス事業所(B型・A型)に対して就労選択支援事業の目的や必要性を理解していただく為の説明が重要。相談支援専門員自身が本制度について学びを深める機会があると良い。
- ・圏域で相談支援事業所が不足する中、本事業利用にあたって計画相談の調整の遅れが発生するのではないかな。

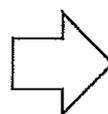
(就労移行)

- ・作業能力の評価だけでなく、将来のステップアップの可能性も含めて働き方の選択肢があることについて、しっかりと情報保障することが重要だと思う。
- ・ひきこもりや精神障害者など、自宅以外の場所で活動することが難しい方に対するアセスメントをどう実施するかについての検討が必要ではないかな。

5. 今後の検討会について

代表的な意見

- ・構成機関間での継続的な情報共有の場が必要
- ・地域の様々な機関への周知が必要
- ・就労アセスメントの事例を通じて現状を共有したい
- ・想定される数の把握が必要
- ・4市共通のシステムづくり



4市自立支援協議会連携会議へ報告、今後どのように取り組んでいくかを検討したうえで案内する

よりよい就労選択支援事業を地域で目指すための啓発活動

就労選択支援事業について

社会福祉法人 あすこみっと
統括センター長 河尻 朋和

就労選択支援の創設

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条（略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労移行支援の概要

○対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 - ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 } 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

○報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下の場合>

報酬区分		基本報酬
就職後6月 以上定着率	5割以上	1,128単位/日
	4割以上5割未満	959単位/日
	3割以上4割未満	820単位/日
	2割以上3割未満	690単位/日
	1割以上2割未満	557単位/日
	0割超1割未満	507単位/日
	0	468単位/日

主な加算

移行準備支援体制加算 41単位 ⇒ 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合
支援計画会議等実施加算 583単位 ⇒ 支援計画の策定にあたり他機関を招いたケース会議を実施した場合
就労支援関係研修修了加算 6単位 ⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位 ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 ⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加 ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○事業所数

2,934 (国保連令和 5年 4月実績)

○利用者数

36,315 (国保連令和 5年 4月実績)

就労継続支援A型の概要

○対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

○報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	724単位/日
	150点以上170点未満	692単位/日
	130点以上150点未満	676単位/日
	105点以上130点未満	655単位/日
	80点以上105点未満	527単位/日
	60点以上80点未満	413単位/日
	60点未満	319単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○事業所数

4,415 (国保連令和 5年 4月実績)

○利用者数 85,421 (国保連令和 5年 4月実績)

就労継続支援B型の概要

○対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○報酬単価(令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系		(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系	
平均工賃月額	基本報酬	定員	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日	20人以下	556単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日	※ 人員配置7.5:1の場合	
3万円以上3.5万円未満	657単位/日	【独自の加算】	
2.5万円以上3万円未満	643単位/日	● 地域協働加算 30単位/日	
2万円以上2.5万円未満	631単位/日	就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。	
1.5万円以上2万円未満	611単位/日	● ピアサポート実施加算 100単位/月	
1万円以上1.5万円未満	590単位/日	利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。	
1万円未満	566単位/日		

※ 定員20人以下、人員配置7.5:1の場合

(1)及び(2)共通の主な加算

就労移行支援体制加算 5~93単位/日
※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)
15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○事業所数

16,295 (国保連令和 5年 4月実績)

○利用者数

333,690 (国保連令和 5年 4月実績)

就労継続支援B型の対象者について（変遷）

2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
就労系サービス創設												就労定着支援創設								就労選択支援創設



就労アセスメント開始

障害者自立支援法

障害者総合支援法



- (一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (二) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- (三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- (四) 平成21年3月31日までの間に限り、(一)から(三)までのいずれにも該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業所が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者



- <留意事項通知より>
- (一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - (二) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者
 - (三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - (四) 平成24年3月31日までの間に限り、(一)から(三)までのいずれにも該当しない者であって、地域に地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業所が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者



<平成24年3月21日 事務連絡より>
 就労継続支援B型の利用対象者については、原則として、就労移行支援事業等の利用により、本人の能力・適性についてアセスメントを経た上で「就労継続支援B型の利用が適当と判断された者」が同事業を利用することができることとしているところですが、地域に就労移行支援事業所等が少なく、利用することが困難であると市町村が判断した場合には、平成24年3月31日までの経過措置として、就労移行支援事業を経ずに直接就労継続支援B型の利用を認める扱いとしてきたところです。
 本経過措置の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の改正によりお示しをすることになりますが、昨年実施したアンケートで就労移行支援事業によるアセスメントの体制が未だ十分ではないことが明らかとなったこと等を踏まえ、当該経過措置を1年間延長する方向とすることといたしました。



<平成25年4月4日 内翰より>
 就労移行支援事業所がない等により適切にアセスメントが行えない地域において、既存の特措を活用することでアセスメントが実施可能となる場合もあることから、具体的な取組方法を下記の第2としてお示しするので、適切なアセスメントを行えない現状にある地域においては、これらの取組につき検討を行い、実施が可能な地域ではできるだけ早期に対応をいただくようお願いいたします。
 また、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、一定の要件を加えた上で平成26年度末（平成27年3月末）まで経過措置を延長する。

就労選択支援の目的

目的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が**自分の働き方について考えることをサポート**（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら**就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。**

【具体的な内容】

- **作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。**
- **自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。**
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- **本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。**
- **アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。**
- **就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。**

【期待される効果】

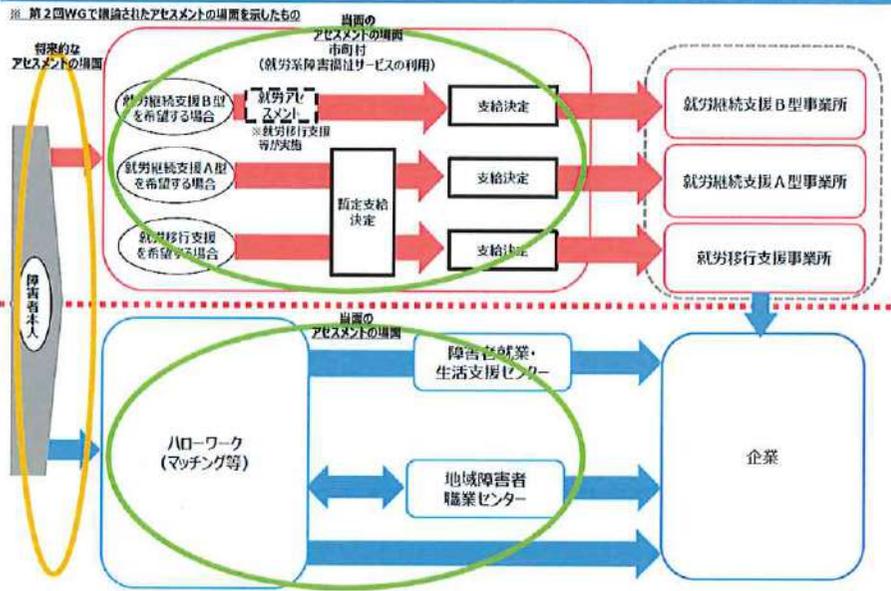
- **アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。**
- **本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。**
- **本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。**

就労アセスメントと就労選択支援事業について

現行の就労アセスメントの課題

特定の就労系サービス事業所の利用希望が明らかになった後に、そのサービス事業所を利用するために就労アセスメントを実施したり、暫定支給決定が行われていたりするため、就労アセスメントを踏まえて、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができる機会になっていないことがある

現行の障害者就労支援の流れのイメージ（就労系障害福祉サービスの利用又は一般企業への就職まで）



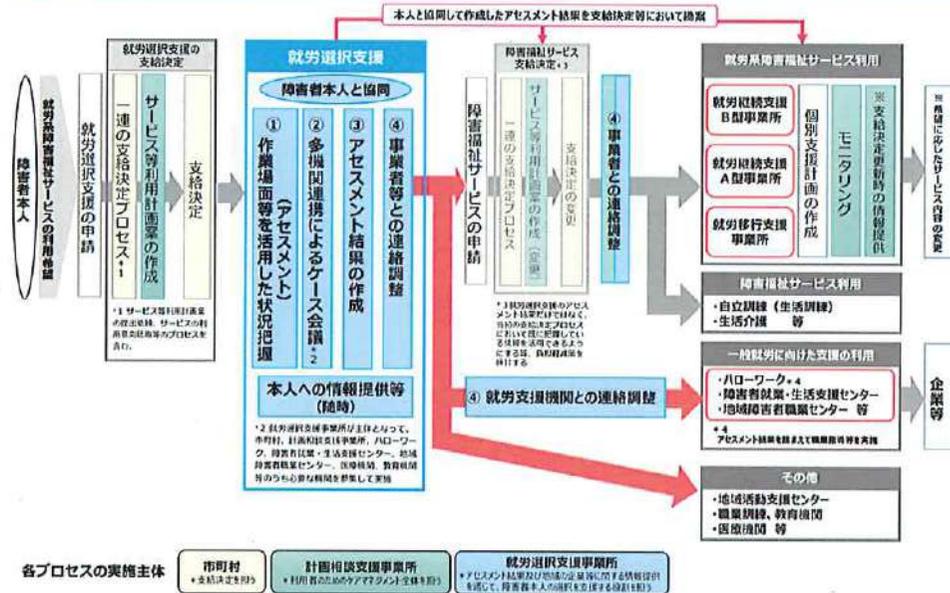
※令和6年度障害者就労ネットワーク事業 第1回会議 厚生労働省資料 (R6. 6. 27)

就労選択支援事業に向けて

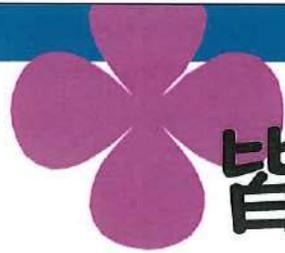
企業就労や就労系サービスの利用など、進路を具体的に決める前段階で就労アセスメントの手法を用いた就労選択支援事業によるサービスを利用し、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援する

就労選択支援の基本プロセスについて

(参考資料①)



※第42回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料



皆さんと共有したいこと



障がいのある人の働き方を特定するものではない



障がいのある人の働き方の多様性・可能性を支援するサービス

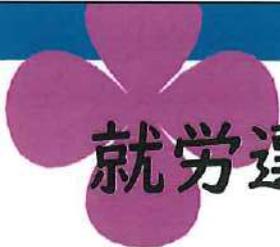


地域（滋賀の場合、福祉圏域単位?）によって地域事情は違う



地域ネットワークの中で必要となる就労選択支援事業の在り方を地域単位で検討していくことが大事





就労選択支援を知るための参考になる資料

①就労選択支援に係る報酬・基準について《論点等》

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001167613.pdf>

⇒昨年度行われた報酬改定チームでの検討内容

②障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000789575.pdf>

⇒令和3年に作成された就労選択支援ができることになった起点とも思える報告書

③JEED 就労支援のためのアセスメントシート活用の手引

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai78.html>

⇒JEEDが活用したアセスメントシートの活用方法の紹介。動画による解説資料などもある。

④改訂版・就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000822241.pdf>

⇒令和3年に作成された改訂版マニュアル



本日は貴重な時間をいただき
ありがとうございました！



上記QRコードを読み取り、アンケートにご協力ください

今回の啓発活動と就労選択支援事業について、皆様からのご意見・ご感想、教えてください！



地域生活支援拠点等について

更新日：2024年7月18日

ポス1

障がいのある方を地域で支える仕組みの整備

地域生活支援拠点等は、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供するネットワークのことであります。

本市では、湖南圏域4市で協議した結果、地域の実情を踏まえ、令和6年度より湖南圏域4市の広域で面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）での体制づくりを進めることになりました。

地域生活支援拠点等が備えている機能は、次のとおりです。

(1) 相談

緊急時における支援が見込めない障がい者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障がい者等の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

障がい者が介護者等からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能

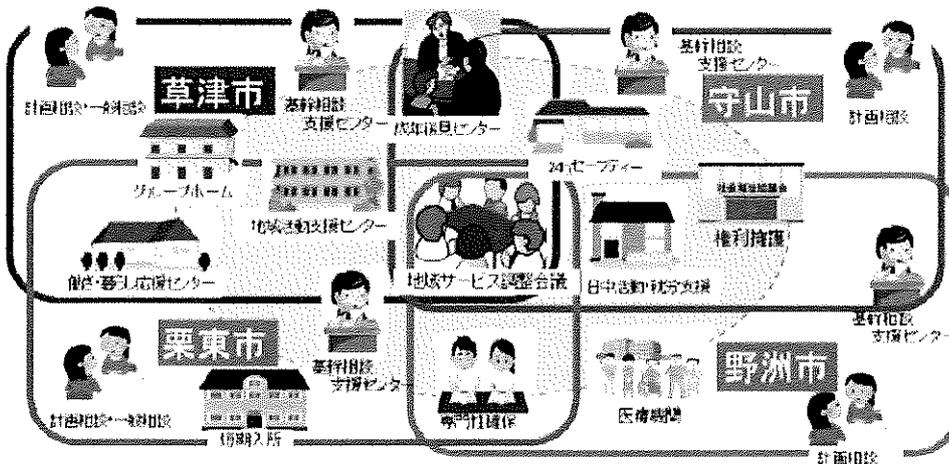
(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障がい者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能

(5) 地域の体制づくり

障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

湖南圏域における地域生活支援拠点等イメージ



[草津市湖南圏域地域生活支援拠点等整備事業実施要綱 \(PDF：392KB\)](#)

[事業所届出書 \(PDF：293KB\)](#)

[事業所届出書 \(ワード：9KB\)](#)

地域生活支援拠点等について

更新日：2024年7月18日

ポス1

障がいのある方を地域で支える仕組みの整備

地域生活支援拠点等は、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供するネットワークのことであります。

本市では、湖南圏域4市で協議した結果、地域の実情を踏まえ、令和6年度より湖南圏域4市の広域で面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）での体制づくりを進めることになりました。

地域生活支援拠点等が備えている機能は、次のとおりです。

(1) 相談

緊急時における支援が見込めない障がい者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障がい者等の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

障がい者が介護者等からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能

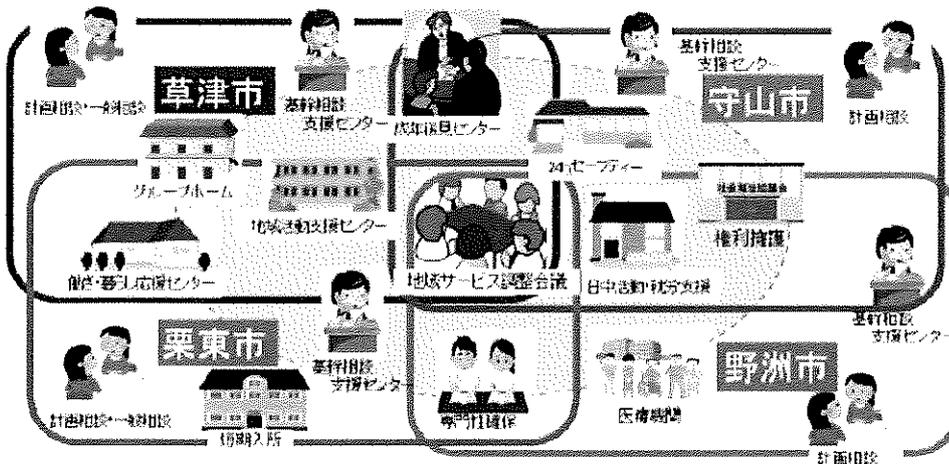
(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障がい者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能

(5) 地域の体制づくり

障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

湖南圏域における地域生活支援拠点等イメージ



[草津市湖南圏域地域生活支援拠点等整備事業実施要綱 \(PDF：392KB\)](#)

[事業所届出書 \(PDF：293KB\)](#)

[事業所届出書 \(ワード：9KB\)](#)

令和6年度草津市障害児（者）自立支援協議会定例会議（第95回）

事業所・活動 紹介

No.	所 属	担当者 (敬称略)	内 容
1	リハスワーク草津	坂井 良輔 阪上 里絵	新規開所にともなう、事業所の案内
2	ウエルメント草津	小寺 浩	事業所の案内
3	合同会社ふくろう	北川 孝	ビストロ向日葵会報 向日葵通信8月号
4	LITALICOワークス草津	赤井紗綾香	学生対象体験会、全対象者オンライン体験会& ピアトークのお知らせ
5	レモネードキッズ草津	黒木 純子	事業所の案内
6	ディーキャリア草津オフィス	中川 美乃	ディーキャリア草津オフィス事業所の見学会の案内 (2024年10月23日(水))
7	滋賀県社会就労事業振興センター	平岡 章博	『働く』1歩をここから ビルメンテナンス研修受講生募集の案内
8	成年後見センターもだま	濱口 裕美	高齢者・障がい者 なんでも相談会 (2024年11月16日(土) / 粟東市役所)
9	草津手をつなぐ育成会	中島由里子	草津市協働チャレンジ事業「びわこ☆めだか隊」出前講座 てとて新聞9月号
10	草津市健康増進課	伊藤沙弥佳 竹本 芽衣	令和6年度草津市ゲートキーパー養成研修 「あなたと大切な人の”ころ”を考える時間」 (2024年10月22日(火) / 草津市役所2階特大会議室)
11	草津市立西一会館	村松 陽	元不登校バンド「JERRYBEANSU」がおくる 心の講演ライブの案内(2024年9月28日(土) / 西一会館)
12	草津市基幹相談支援センター	中村 宗寛 寺嶋 博子	令和6年度障害児・者相談員のスキルアップ研修のご案内と 参加者募集 (1回目/2024年10月8日(火)) 2回目/2024年11月21日(木) 障害者福祉センター)



教育・福祉をつなぐ

～ 発達支援センターにおける連携の実際～

草津市子ども未来部 発達支援センター
専門員 掛田 みちる

草津市発達支援センター学齢期相談事業

障害児相談

福祉サービスを使うための相談支援

巡回相談

児童育成クラブからの相談

一般相談

心理検査・保護者相談・学校連携

医療相談

滋賀医科大学小児科学講座小児発達支援
学部門との連携事業

一人の児童生徒の支援（指導）計画

福祉にかかわる計画	教育にかかわる計画
障害児支援利用計画 障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成 <ul style="list-style-type: none">・総合的な支援方針、解決すべき課題・適切なサービスの組み合わせについて検討	個別の教育支援計画 教育機関が中心となって作成 <ul style="list-style-type: none">・本人及び保護者の意向、将来の希望・在籍校、家庭、医療機関、福祉機関における支援の目標を具体的に記述・支援内容を整理、関連付ける
個別支援計画（放課後等デイサービス計画） 放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が作成 <ul style="list-style-type: none">・事業所を利用する個々の子どもの有する能力、置かれている環境、日常生活全般の質を向上させるための課題、支援内容、支援提供における留意事項を記載する計画	個別の指導計画 (主に担任及び児童クラブ職員が作成) <ul style="list-style-type: none">・教育課程を具体化、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの
厚生労働省（放課後等デイサービスガイドライン）	特別支援学校学習指導要領解説総則編

トライアングルプロジェクト

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

別添1

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

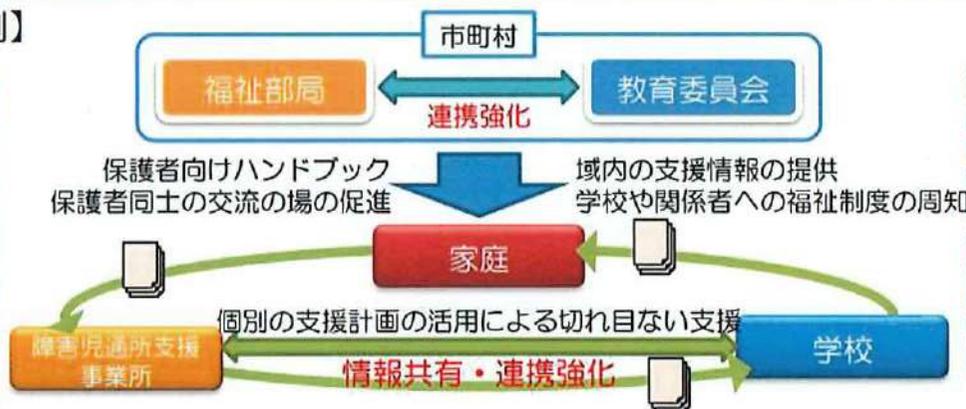
2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

連携の現状と課題

▶ 送迎で起こりやすい問題

- (事業所) 児童に先生がついていない時、連れて帰っていいものか・・・
- (学校・事業所) 下校児童が多数いる時間帯、敷地内への送迎車の乗り入れが危険・・・
- (学校) 突発的な学校側の事情に対応してほしいが、連絡調整が煩雑・・・
- (学校・事業所) 欠席の連絡を保護者が入れ忘れている時・・・

▶ 情報、課題の共有で困ること

- (保護者) 連絡はすべて保護者を通してなので、保護者が各機関の板挟みになることがある・・・
- (学校) 保育所等訪問支援で事業所から定期的な学校訪問が決まったが、どう受け入れたらよいか・・・
- (事業所) 子どもの生活環境など気になることを共有したいが、どの先生とつながったらよいか・・・
- (学校) 複数箇所の事業所を利用している子がいるため、学校が把握しきれない・・・

福祉事業所との円滑な連携のために

市（教育委員会/福祉部局）

市町の実情に応じたマニュアルの作成と様式例の活用（実情に応じた必要な調整等を加えて配布・周知）

福祉部局との連携（定期的な放デイ等連携会議の開催）

学校への支援（各学校が事業所と主体的な連携を図れるように支援）

福祉事業所との円滑な連携のために

学校

連絡窓口の設定

送迎や情報共有のルール確認

連絡等を行うための様式作成

どのような情報をどのような形で共有するか取り決め

参考までに

特別支援学級での学習環境

日常生活の指導例・・・毎日の積み重ね



自分の予定を確認するために



時刻や時間をわかりやすく



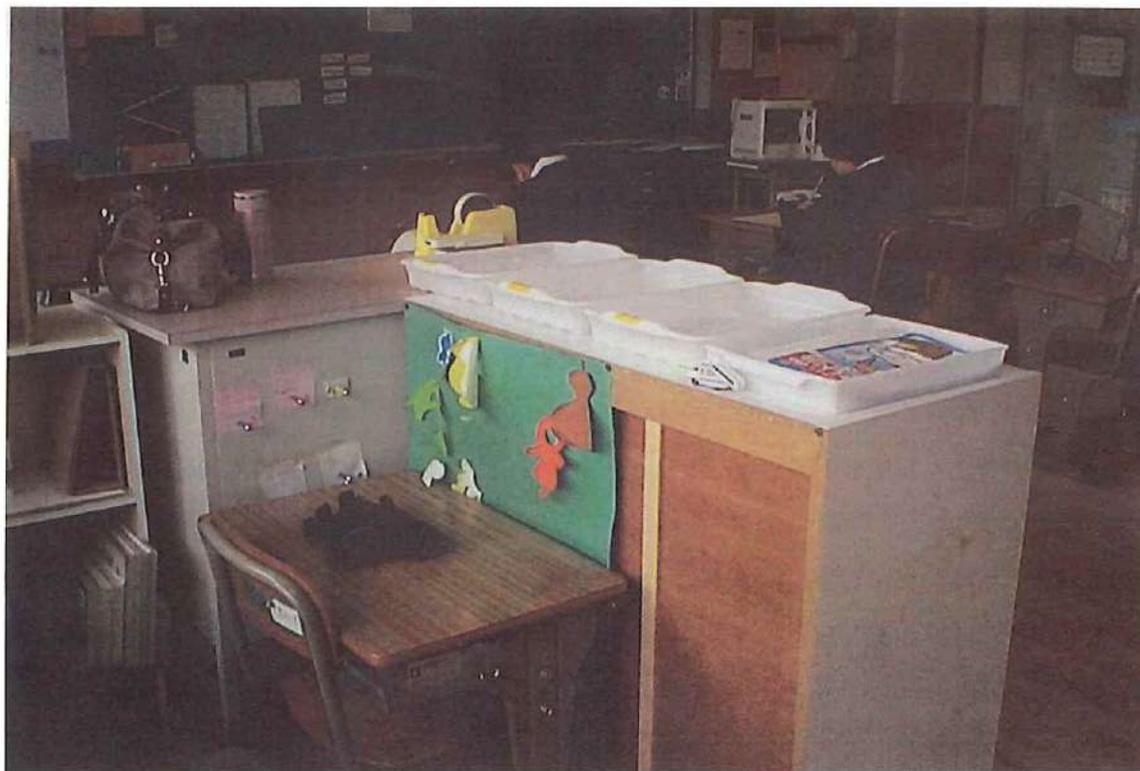
選んで学習～いろいろプリント～



主に教科等の学習で



主に教科等の学習で



周りが少しでも気にならず自分のことに集中するために

児童の体に合わせた椅子



生活単元や自立活動

・・・少人数での学習の場



教科学習を生活に生かすために



いろいろな使い方ができるスペース



ここは一人でホッとスペース



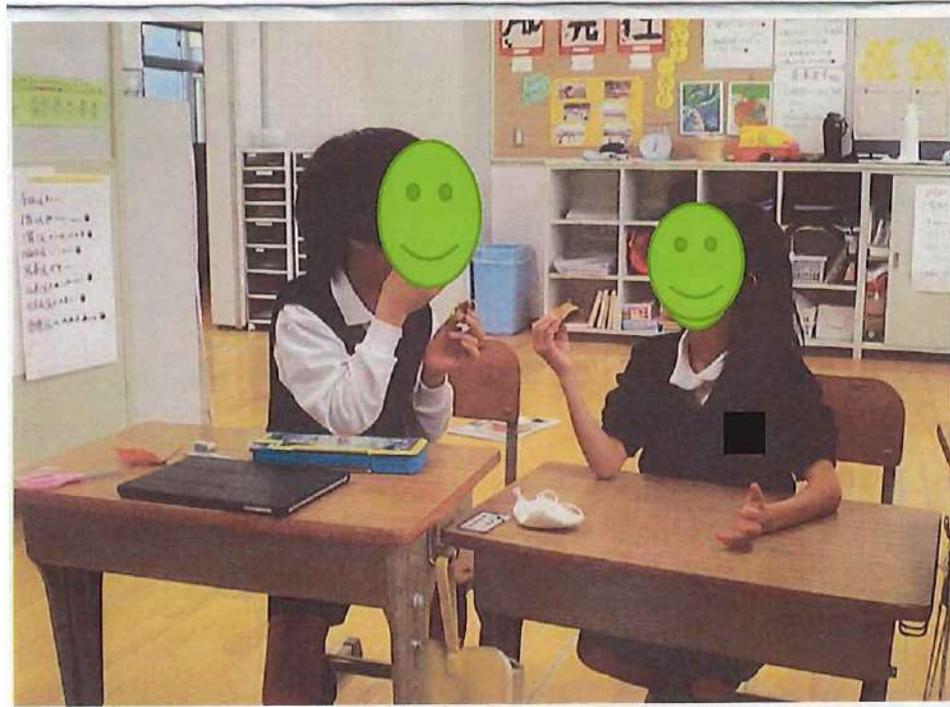
支援級のなかまといっしょに



支援級の仲間の作品



友だちづくり・・・少人数から

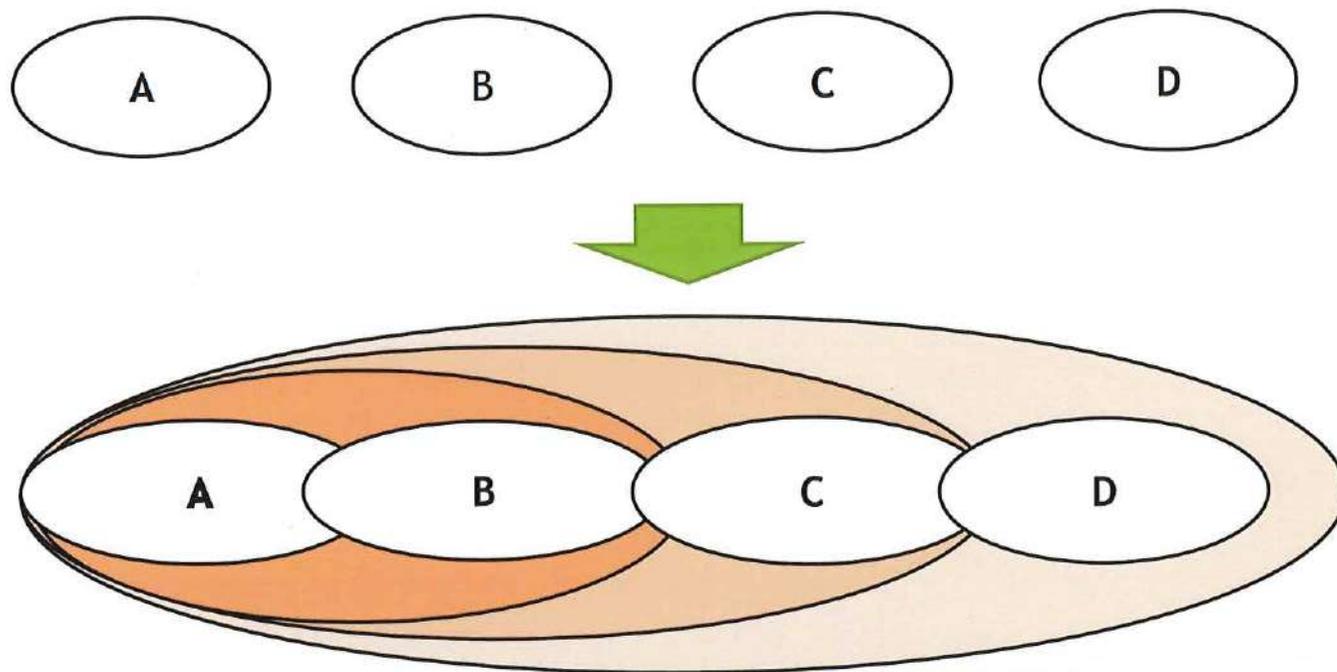


放課後等デイサービスを利用していた
Aさんを担任していた頃を
親御さんと振り返ってみました・・・

つなぐこころみ

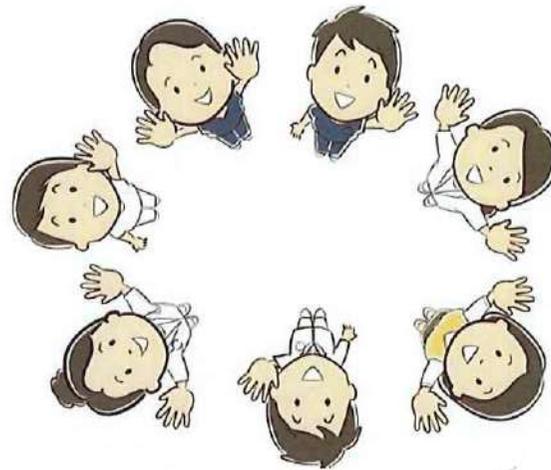
- ◆〇〇さん応援会議
- ◆相談支援専門員の後方支援
- ◆使いやすい発達支援センターの機能へ

「役割分担」を考える



連携しながら自分の組織で何ができるか考える
⇒ 支援の広がり、つながりへ

役割分担から一歩広げて話を聞くことから
よりよい連携が始まります



障害児相談支援の役割

相談支援事業所 おひさまはうす 中村順子

障害児相談支援が扱う対象者は、発達期にある子どもとそれを養育する保護者・家族への相談支援であり、支援の仕組み（ケアプラン）を作っていく際、子どもの年齢や障害の状況によって固有の役割があるという特殊性があります。

1. 人生早期から始まる相談支援

・乳幼児期においては、子どもの発達像は変動していく。同時に親の思いも変わっていく。

必要な時期に必要な支援が入ることで、支援が終了していくこともあることを想定して援助を考えていく時期でもある。

・障がいが確定しない時期に、子どもの発達に焦点を当てた取り組みへのつなぎや、育児をスタートさせたばかりの保護者の育児支援という役割も担う。

（この時期に保護者が子育ての伴走者を得られるかどうかはその後に人生を左右しかねない）

・治療や訓練などの医療としての関りに、「育てる」事を支えるための福祉的な支援を組み合わせていくための援助の枠組みを考えていく必要がある。

・保健や医療の分野との連携が必要

2. 保育や教育機関に在籍するようになると

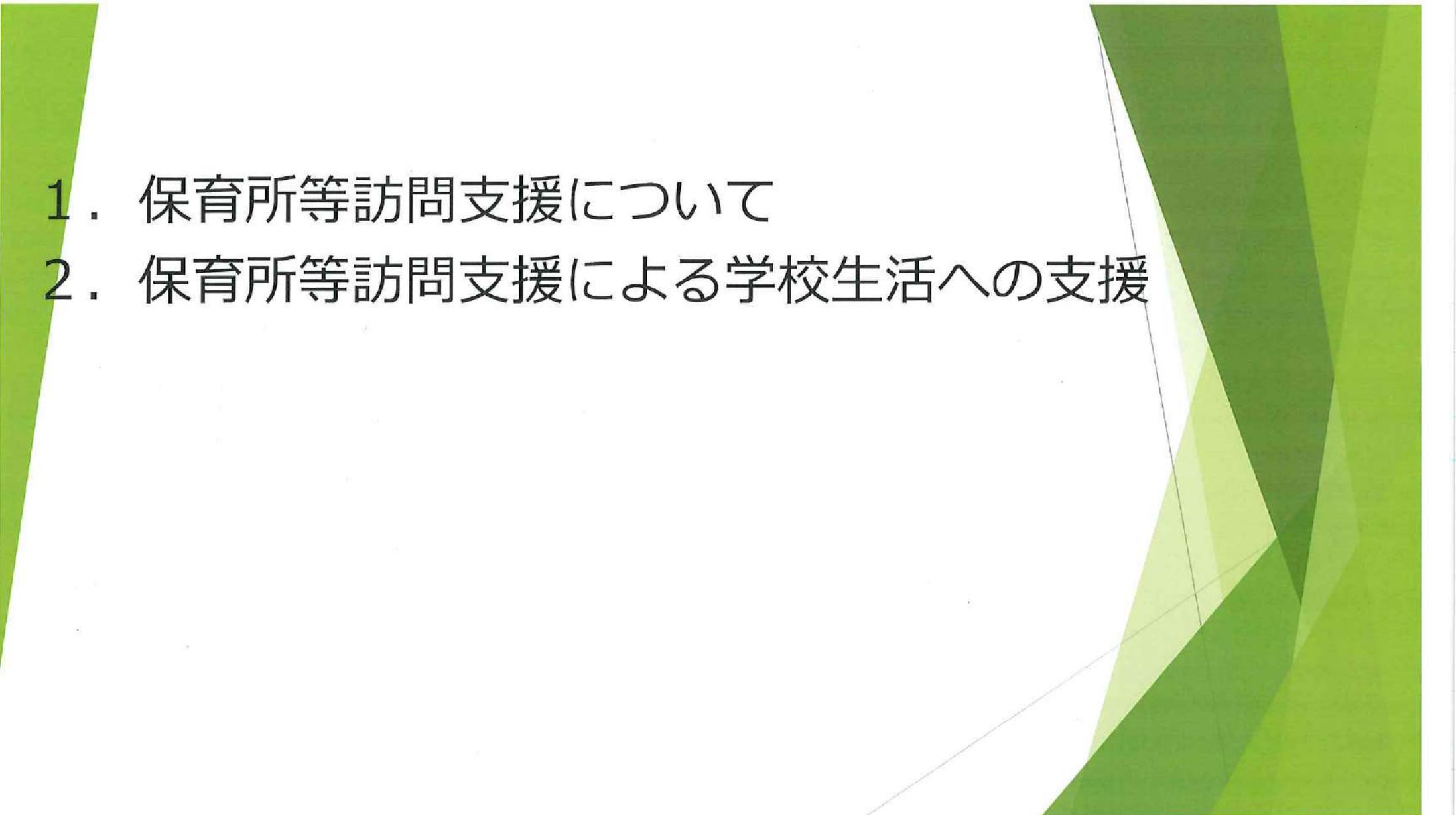
・子どもたちの日中の生活の場および教育的支援の場は保育・教育機関になり、福祉的な支援はそれを補完する役割となるので、保育・教育と福祉サービスとの連携が必要になるが、歴史が浅いことから、双方の連携の必要性や、そもそも、福祉サービスが保育・教育と伴奏している事を知ってもらう事から相談支援が関わっていく必要がある。

・子どもは放課後等デイサービス事業所で、家、学校では見せない「第3の顔(姿)」を見せる事がある・・・子どもを丸ごと理解するうえで重要な情報を得られるチャンスなので、それらをつないでいく役割としての相談支援。

まずは「相談支援」を知ってもらう事から。

学校と福祉サービス事業所の支援 (事例を通して)

草津市子ども未来部発達支援センター 倉田 朋良

- 
1. 保育所等訪問支援について
 2. 保育所等訪問支援による学校生活への支援

1. ①保育所等訪問支援の概要

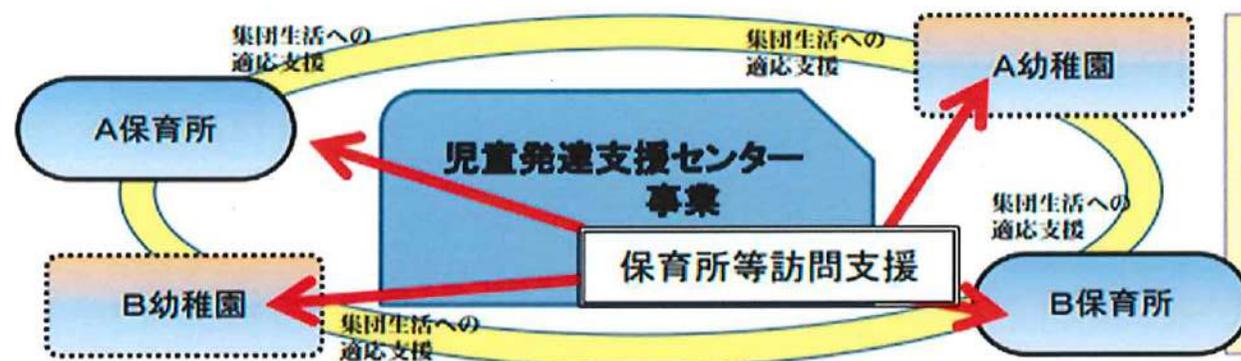
○事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



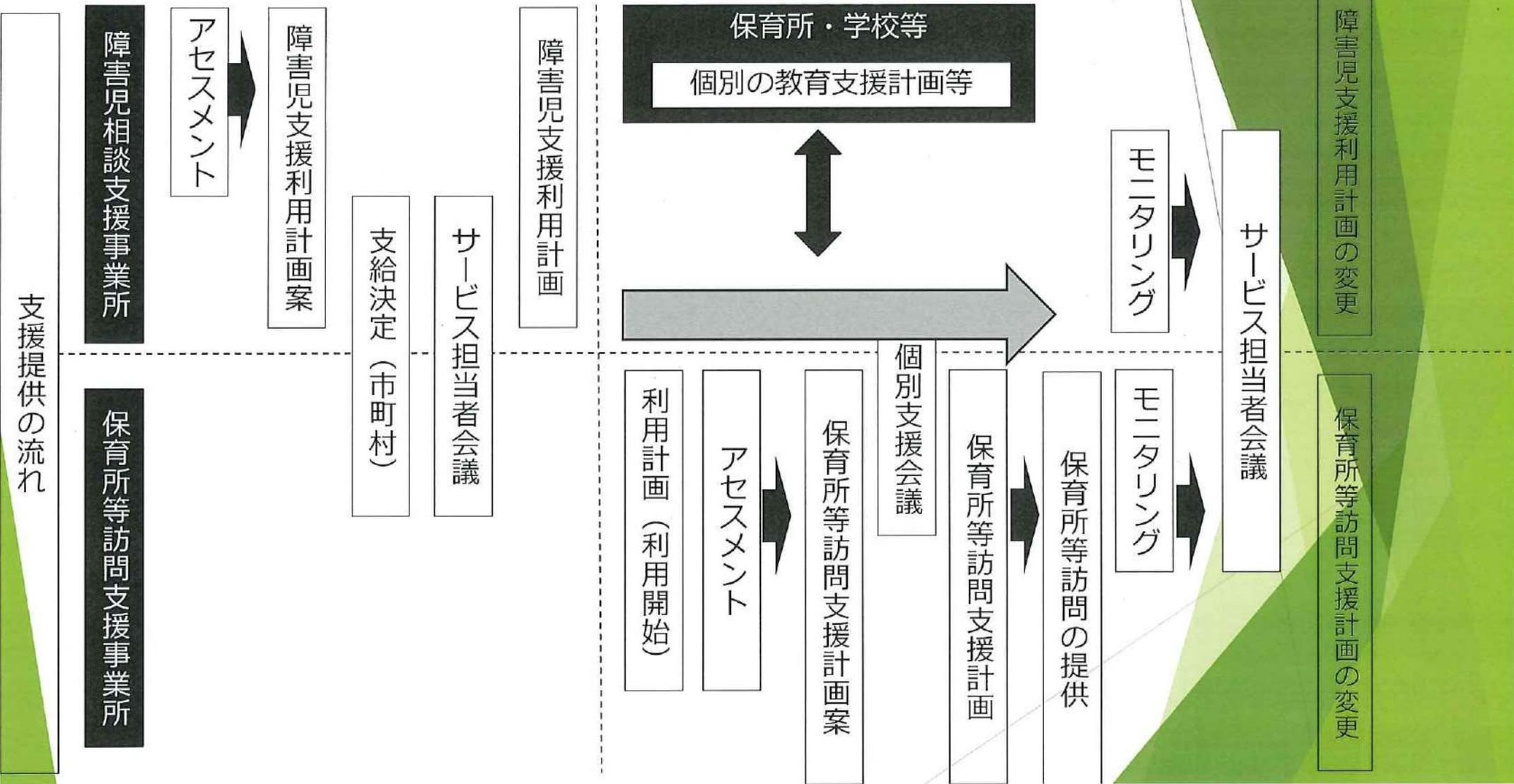
○訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加)乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

◆サービス利用の流れ



1. ②草津市の利用状況

◆利用者数

年度	R3	R4	R5
実人数（人）	33	41	46

◆サービス内容

- ・ 保育所や地域の学校、特別支援学校へ月1回程度訪問支援を実施。
- ・ 発達支援センターや民間事業所がサービスを提供。
- ・ 医療的ケアや重症心身障害児、知的障害、発達障害のある子どもを支援。
- ・ 日常生活動作の介助（着替え、トイレ、移動等）やコミュニケーション支援、遊びや活動内容の助言。

◆スムーズなサービスの利用のために

【発達支援センターから学校へ制度の周知】

特別支援教育コーディネーター会議や移行支援会議、校長会で
保育士や教員等を対象に実施

【訪問支援の利用前に関係者で協議】

保護者、保育所（学校）、保育所等訪問支援事業所が利用目的
や支援内容、訪問頻度等について事前に共通確認する。

2. ①学校と保育所等訪問支援による支援（事例）

◆子どもの様子

- 身体障害者手帳2級（両上肢、両下肢機能障害）
移動、食事、排泄は一部介助が必要。日常会話は可能。
- 地域の小学校の特別支援学級に在籍
- 朝の通学は保護者が送り、帰りは放課後等デイサービスを利用
その他、保育所等訪問支援を利用。
- 医療的ケアは必要なし。
- 毎日元気に学校や放課後等デイサービスに通っている。同年代の子どもより、大人との関わりを求めることが多い。

◆保護者や学校、保育所等訪問支援事業所の支援
(保護者)

- ・年長の時に他の学校に通う同じような状態像の子どもの学校生活について、保護者から助言をもらう。学校を見学。
- ・就学予定の学校に見学し、机や椅子、手洗い場、給食、トイレ等のハード面について学校と相談

(学校)

- ・設備等について本人にあうように調整。机を幅広く、物が落ちない仕様のものを準備。手洗い場はセンサーを取り付け。給食体験の実施。洋式便器に座れるよう踏み台を設置等。
- ・校外学習でバギーの使用やプールで介助できるように体制を調整。

(保育所等訪問支援事業所)

- 年長の時に学校見学し、座位保持装置や机の高さを調整。
本人の介助や対応について教員へ助言。
身体面だけでなく、コミュニケーションの課題等も伝える。
- 教具（リコーダーやコンパス）について、より本人が使いやすいものを提案したり、プールでの介助や浮き輪の使用等の助言
- 他の学校の対応を情報提供。

学校と保育所等訪問支援の連携について

- 保育所等訪問支援事業所が提供できる支援と学校のニーズが合致している。
- 本人の学校生活での困り事を事業所が想定、把握できる。
(保護者からの聞き取りや、就学前からの支援で得る)
- さらなるサービスの周知が必要。